

議事要旨

日 時 2024年2月14日(水)17:00~18:30

開催形式 町田市庁舎 2階 会議室2-2(対面とリモート併用開催)

出 欠 欠席者なし

■委員

《会長》	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所
	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科
	吉浦 和幸	町田市法人立保育園協会
	小林 稔明	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
	井上 廣美	NPO 法人 町田ハンディキャブ友の会
	佐藤 吉弥	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
	高本 明生	NPO 法人 町田すまいの会
	飯長 喜一郎	NPO 法人 町田市精神障害者さるびあ会
	日山 幸宏	町田市身体障害者福祉協会
	風間 幸子	町田市身体障害者福祉協会
	佐々木 幸男	町田市老人クラブ連合会
	濱口 裕子	町田市聴覚障害者協会
	本間 美穂	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
	川田 勝也	東京都福祉局生活福祉部企画課

■幹事

水越 祐介	地域福祉部長
原田 功一	財務部営繕担当部長兼営繕課長
深沢 光	地域福祉部福祉総務課長
金子 和彦	地域福祉部障がい福祉課長 ※代理出席
早出 満明	いきいき生活部高齢者支援課長
江藤 利克	いきいき生活部介護保険課長
大坪 直之	子ども生活部子ども総務課長
深澤 香織	道路部道路政策課長
岩岡 哲男	都市づくり部都市政策課長 ※代理出席
原田 厚郎	都市づくり部土地利用調整課長
北川 淳一	都市づくり部交通事業推進課長
新 聡	都市づくり部公園緑地課長

■オブザーバー

樋口 草紀子	政策経営部広報担当部長兼広報課長
--------	------------------

1. 協議会次第

1 開会

2 審議事項

- (1) 「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定に関すること」答申案について
- (2) 「(仮称)心のバリアフリーハンドブック」の骨子案について
- (3) 「(仮称)情報バリアフリーハンドブック」の骨子案について

3 閉会

地域福祉部長挨拶

《配布資料》

・次第

・資料 1 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想【改定版】(概要)

・資料 2 「(仮称)心のバリアフリーハンドブック」骨子案

・資料 3 「(仮称)情報バリアフリーハンドブック」骨子案

・参考 1 「(仮称)心のバリアフリーハンドブック」及び「(仮称)情報バリアフリーハンドブック」に係るヒアリング実施報告

2. 議事

	1 開会 協議会を開催します。 2 審議事項 (1)「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定に関すること」答申案について
会長	それでは早速、次第に沿って進めます。次第の2審議事項(1)「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定に関すること」答申案について、部会長の A 委員から報告をお願いします。
A 委員	今年度1回目の協議会にて、町田市長から諮問があった「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定に関すること」について、バリアフリー部会で検討を行ってまいりました。 本日は、部会での検討を踏まえて作成した答申案の概要をお示ししますので、協議会の皆様にも御意見等をいただいた上で、市長に答申を行いたいと思います。 それでは事務局の方、答申案の概要についての御説明をお願いします。
事務局	資料1の説明
会長	今の事務局の説明に対して、御意見、御質問はありますでしょうか。
事務局	資料 1 の説明の補足
会長	では、今の追加の説明も含む御意見、御質問はありますでしょうか。リモートの方も何かあれば挙手ボタンを押していただければと思います。 よろしいでしょうか。では、私の方から一つ申し上げたいと思います。この資料1はホームページなどで公表されるのでしょうか。
事務局	ありがとうございます。資料1でお配りした概要版につきましては、おっしゃる通り本編と一緒にホームページで公表することを予定しております。
会長	では、裏面の地図についてです。それぞれの事業が赤や黄色などで色分けされて示されていますが、色分けだけではわからない人もいらっしゃると思いますので、線を破線にしたり、一点鎖線にしたりして線の区別を含めてわかるようにしていただければと思います。それが1点。

	それからもう1点は、もし PDF で公表されると、視覚障がいがある方の中には読めない方もいらっしゃると思いますので、なんらかの形でテキストが読めるような機能を付けたうえで公表して頂ければと思います。
事務局	ありがとうございます。2点、色覚障がいの方への配慮の部分と、視覚障がいで読み上げの不便に対する配慮ということで、こちらで対応したうえで公表していければと考えております。
会長	よろしくお願いします。ほかに何か御意見、御質問はありますか。 (質疑・意見なし) よろしいですか。なければ審議事項1については承認頂いたということで、次に審議事項(2)に入りたいと思います。
会長	2 「(仮称)心のバリアフリーハンドブック」の骨子案について 審議事項(2)「(仮称)心のバリアフリーハンドブック」の骨子案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2の説明
会長	御意見や御質問はありますか。
B 委員	これは、視覚障がい者にもハンドブックとしてお配りすると思うのですが、イラストが多いので、視覚障がい者も理解できるもので配って頂けるのかお尋ねしたいです。点字と録音のそれぞれでお配りして頂けるのかを確認で伺います。
事務局	視覚障がい者の方への冊子の提供につきましてはもちろん行っていますが、イラストの部分についても詳細に、こういったイラストがそこにあるのかの内容を記載したものを、点字や音声で提供する予定です。CD やマルチメディア DAISY などを含めて録音媒体についてはまた相談させて頂きたいと思います。また、ユニボイス(音声コード)についても、本日の資料には入れてないのですが、最終的なものにはすべてのページに音声コードを挿入させて頂きたいと思っております。
会長	ほかにありますか。
C 委員	御説明ありがとうございます。精神障がい者の立場から伺わせて頂きました。すでに出来上がっている(注:現在配布している)心のバリアフリーハンドブック

	の改訂版は、2008 年 7 月版です。その冊子の 14 ページに「精神面から、人との関わりが難しく、配慮の必要な人」と、少し遠まわしに触れているのですが、今回の案では「精神障がい者」という風にきちんと書いて頂いて、もう少し踏み込んだ表現もいくつかして頂いているな、と思っております。そういう意味で、従来の町田市でこのほかにも知らないだけかもしれませんが、もっといろんな表現があるのかもしれませんが、私の知る限りでは一歩進んで社会に御理解頂けるようになってきていると思います、大変ありがたく思っております。 今の説明では、5月頃にイラストが入るとのことですが、私の団体の会員などいろんな方に公開できるのはいつ頃になるのでしょうか。
事務局	イラストが入ったものは6月に予定している推進協議会の資料としてお渡しします。こちらの会議資料はホームページに公開されるため、内容を見て頂けます。また、9月に市民意見募集を行いますので、その時はもう少し出来上がったものになってくるので、そちらを見て頂き、更に御意見を頂ければと思います。
C 委員	そうすると、今年いっぱいくらいになりそうでしょうか。年度末の完成ですか。会報等で周知ができるのは完成してからでしょうか。
事務局	市民意見募集が9月頃を予定して、最終的に出来上がるのが2025年の3月です。2024年度中には完成する予定ですので、申し訳ありませんが周知はその後でお願いします。
D 委員	11 ページの車いすの件は、色々な車いすを載せて頂いているようで、ありがとうございます。 別件ですが、25 ページの上の 2 行目、「障がいがある人を嫌な気持ちにしたり、障がいのある人のしたいことをできないようにしたりすることを差別といいます」となっているのですが、どの表現が適切かわかりませんが、これでは障がいがある人の中にも「それは、わがままだよ」と言われるような人もいます。健常者の方もよくそのように誤解することがあるので、正確に、例えば「障がいのある人が不当なことをされて嫌な気持ちにされたり」「不当な理由でしたいことができないようにさせられた」などを差別と言います、などはいかがですか。表現の正確な代案は出せませんが、このままでは必ずしも正当ではないことと、正当な注意をされて嫌な気持ちになることとごちゃごちゃになってしまいます。もう少し正確な表現にしてほしいと思います。
会長	私も、個人的にですが、この表現はまずいと思います。差別と言うのは、ほかの人と比べて不利に扱うという定義がどこかにあったと思います。なので、きちんとした定義をもとにわかりやすく書き換える作業をやって頂きたいなと思います。

事務局	こちらについて、障がい福祉課と一緒に文案を作っているものになりますので、一度持ち帰り新しい文章に書き替えたいと思います。
E 委員	私は車の関係で動いているので、どうしても白杖の方と道路交通法第 14 条がぶつかってきます。まったく見えない方ではなく、見えづらい方も白杖を持つように法律では決まっていますが、困ることに、白杖などを持っても実は携帯などの画面は見えている人がいます。B 委員の方が詳しいと思いますが、携帯などが見えていながら白杖を持つ人はどういうことなのか、よく講習会の人に皆さんに説明します。白杖を持って歩いている人は、人にぶつかってほしくないこと、自分は見えにくいとアピールするために白杖を持っていることをどこかに入れて頂けると嬉しく思います。
事務局	御意見ありがとうございます。その辺も踏まえまして、もう一度文章を再考したいと思います。
会長	一つ提案ですが、12 ページの上の方に見え方の図があります。よくある説明として、例えば視野が狭い人なら新聞は読めるが一人で歩くのは難しい。中心が見えない人は歩けるけど新聞は読めないなど、そういったことをどこかに入れたらどうでしょうか。
事務局	御意見ありがとうございます。
B 委員	今視覚障がいの話が出ましたが、私が学校の4年生にお話しに行くとき、目が開いてるので「見えてるじゃん！」と子どもたちに言われることがあります。「私は全然見えないですよ、目が開いてる人も、つぶっている人もいます。みなさん、目隠しをしてみて。手をおいたときの見え方をしているのが私の状態です。丸をつくって、丸の中から見えるのが私、指を広げて、手の隙間から見える人もいます。そういう人も視覚障がいとして見えにくい部分がいっぱいあって、そういう人たちが白杖を持って歩いているんです」と話しています。そういう話をする中で、「耳があっても耳が聞こえない人がいるよね、目があっても目が見えない人もいるんだよ」と話をして子どもたちに納得してもらえます。そういったイラストを入れて頂けると、子どもたちにも理解できるのではないのでしょうか。 もう1点、私は紙面を見ることはできませんが、視覚障がい者のイラストとして信号を渡るときに声をかける場面が載っているようですが、ほかに視覚障がい者への対応のイラストはあるのですか。
事務局	ほかにとは、白杖を持って目をつぶっている人以外にも、イラストがあるかということですか。

B 委員	それとは違って、視覚障がい者の困っているイラストで信号を渡るときのもがあるように、そのほか道路に自転車がたくさん止まっていて歩けないなど、別のイラストがあるのかと思い伺いました。
事務局	12 ページの視覚障がい者の紹介のところに予定しているイラストとして、視覚障がい者誘導用ブロックの上を白杖を持った人が歩いているけれど、自転車や荷物が置いてあって先に進めないイラストや、白杖を持った人に「青になりましたよ」と声をかける様子のイラストなどを予定しております。ほかに何か希望などがありますでしょうか。
B 委員	ありがとうございます。改めてお伝えしたいと思います。
会長	生活の全般で色々なことがあるでしょうが、載せられるものには限りがありますので、B 委員の方でこれはぜひ載せてほしいというものがあれば事務局の方にお伝えください。
F 委員	私は聞こえない立場として、難聴の人の意見を預かっています。補聴器をしていると言葉が聞こえるのではないかと思われてしまうことがありますが、音はわかるけれども、言葉が分からない人もいます。音もすべて聞こえるわけではなく、言葉は全く分からない人も多いので、そういう面も理解して頂けるように、例えば「あ」「か」「は」などの区別がつかないなどの面も絵に含んで頂ければと思います。
事務局	御意見ありがとうございます。補聴器をしているけれどもすべて聞こえるわけではないことは入れていった方が良くと思います。14 ページの聴覚障がい者の聞こえ方について、「耳の不自由な人の聞こえ方は人によって違います」だけになっているのですが、ここをイラストや文字など、検討して補足させて頂ければと思います。
会長	私の方から。18 ページの真ん中より少し下に、「赤ちゃんを抱いているひとがいたら席を変わりましょう」の「変わり」は漢字が違うと思います。よろしくお願いします。 それから、最後のコラムです。これは少し深刻かと思っているのですが、障がい者の「害」の字について、町田市は「害」の文字は「悪くすること」や「わざわざ」という悪いイメージがあるため」とあります。こういう意見が根強くあるのは承知して、町田市がそういう考えでやられているのはわかりますが、これは医学モデルの考え方です。社会モデルの考え方からすると、「社会の環境が障がいのある人に害を及ぼしている、障がいのある人は害を受けている」という考え方で、わざと「害」の字を使う考え方もあります。ですので、この2つの意見があり、町田市は「がい」の方を選んでいますが、などの書き方にした方が良くと思いま

	す。2つの意見を書かないと、片方だけを書いたことになると思います。御検討をお願いします。 他に何か御質疑・御質問ございますでしょうか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。では、いろいろと深くやり取りしなければ治せないところも御指摘がありましたが、基本的にはこの内容で進める、必要な修正は行うということで皆さんに承諾頂いたということでよろしいでしょうか。 (意見なし)
会長	特に反対意見はないようなので、先に進めさせて頂きたいと思います。審議事項(2)については皆さん、基本的には 承諾頂いたということで、審議事項(3)に入ります。
会長	2 審議事項 (3)「(仮称)情報バリアフリーハンドブック」の骨子案について 審議事項(3)「(仮称)情報バリアフリーハンドブック」の骨子案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3の説明
会長	ありがとうございました。今の説明について御意見、御質問ありますでしょうか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいでしょうか。では、また私の方から何点か申し上げたいと思います。4ページの視覚障がいのある方の見え方について、ぼんやり見える、真ん中だけ見える、周りだけ見えるなどありますが、今のイラストはでは、見えてない部分も見えています。真ん中が見えて周りは見えないはずが見えて、周りが見えて真ん中は見えないはずのイラストも見えている、となります。もう少し見えないことがはっきり分かった方がよいと思います。また、先ほど申しあげた障がいの「がい」の字については2ページに書いてありますが、これも少し御検討頂ければと思います。 それから6ページ、こちらは F 委員が良いとおっしゃれば良いのですが、一番下の手話の説明で「手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語です」といった説明で良いかどうかについて、御意見があればお聞きしたいと思います。

	手話とは、手指の動きや表情だけではないという風に私は伺っているので、その辺も含めて良いということであれば結構です。少し私の説明を続けます。後でF 委員に御意見を伺いたいと思います。 次に、8ページです。「2-3. 文章の意味を理解することに時間が必要な人への配慮」に、「文章の読み書きに困難がある人がいます」とありますが、一方で音声ではわからず、文字を通じてわかる人もいます。すべての障がいを書き表すのは非常に大量で書き表せないのですが、その反対もあることはどこかに書いた方が良くはないかと思いました。 次に、11 ページに「合理的配慮」の説明がありますが、「話し合いでお互いに納得のいく方法を見つけ」と書いてあり、唐突に出てきます。どういう状況の時に話し合いで納得のいく方法を見つければ良いか、状況の説明なしにいきなり書いてあったので、パッと見てなかなか入っていけないと感じました。 次に、12 ページですが、真ん中の UD フォントの説明「UD フォントの工夫の一つとして、丸(●)で示した部分にゆったりとスペースを設け」というものがあります。この「丸(●)で示した部分」が何なのかと思ったら、右の横に5、6、8と数字が書いてありそこに丸(●)が入っているらしいです。カラー印刷ではないのでそういうことだと納得できますが、逆に、色で判別できない方にとっては今のものではすごくわかりにくいと思います。さらに、UD フォントの説明が必要なのかも気になります。UD フォントはすでに決まっていることなので、ここまで技術的に細かい部分を説明する必要があるのでしょうか。もし説明したいのであれば、「右に示すように」などのことを追記した方が良いです。文章の中にある丸(●)は大きいですが右の数字の画像にある空間を示す丸(●)は小さいので、なかなか連想できないと思っておりました。 以上が私の感想ですが、F 委員に先ほどの手話の表現はそれで良いのか、御意見を伺いたいと思います。
F 委員	手の動きだけではなく、顔の表情や上半身の動きや手先や、手先だけでなく目線などを全部含めての言語です。手だけではなく、もう少し要素を加えて頂けると分かりやすいと思います。
会長	もう少しというと難しいですが、例えば手指の動きを含めて、上半身の動きなどですか。
F 委員	目の動きもですね。
会長	目の動き。それから当然口の形もあります。私も詳しくはありませんが、例えば日本手話の場合だと上半身だけではない表現もあるかと思います。基本は上半身ですか。
F 委員	大体上半身です。上半身で話すような感じだと思います。普通の人とはなかな

	か手を見ないですね。手話プラス、目や口の形、顔の表情をすべて含めて言語として見えています。
会長	ありがとうございます。手話というどうしても指、手のことだとみんな思っ てつつい手の動きに注目してしまいましたが、もっと微妙な表現、表情や口の形 のような、もっと全身で醸し出すような感じらしいです。手指、表情だけに焦点 を当てる書き方は少し変更されると良いと思います。
F 委員	指だけでは読み取ることができないので、変えてほしいと思います。ありが とうございます。
会長	ありがとうございます。他に何か御意見がございますか。
A 委員	細かなことですが、2ページの6行目の「このハンドブックをとおして、情報を 伝える側が、少しでも簡単に「情報バリアフリー」に取り組むことができるよう」 の文章で、「少しでも簡単に」は不要ではないでしょうか。また、下に説明が書い てあるので理解できなくはないと思いますが、8行目の「「情報のユニバーサル デザイン」についても意識してもらえるよう」が分かりづらく、文章としては流れ てしまう感じがする気がしました。以上です。
会長	A 委員に確認ですが、その下にアスタリスクがあり、「「ユニバーサルデザイン」 とは」と説明があります。ここで「すべての人が円滑に利用できるように建物や 情報、生活環境」という文章になるように、「情報」を入れたいという話ですか。
A 委員	ここで書かれている情報バリアフリーを積極的に行うことによって、他の人に とってネガティブに働くのではないかという考えもあり、そこまで調整したこと でユニバーサルデザインが実現するのだと思っています。少しユニバーサルデザ インを意識してもらえるような冊子を目指すとなると、そこまでの過程として、 まずは1つ1つクリアして行きましょう、というところでとどめても良いと思いま す。
会長	最後の方を補足して頂けますか。
A 委員	「ユニバーサルデザイン」と掲げる場合、ある人にとっては「情報のバリアフ リー」なものが、他の人にとって疎外要因になってしまう可能性も否めないです。 もう少し精査しなければ分かりませんが、つまり、「「ユニバーサルデザイン」につ いて意識してもらおう」場合はそうした点についても考えてもらいたいです。自分 でも発言する意見が整ってないのですが。ハンドブックのタイトルを「情報のバリ アフリーハンドブック」にしているので、わざわざ「ユニバーサルデザイン」を持ち 出す必要はないのではないのでしょうか。

会長	確かに、タイトルが「情報のバリアフリーハンドブック」で、2ページで「ユニバーサルデザイン」が出てくるのは唐突かもしれませんが、「情報のバリアフリー」について説明した先にある「ユニバーサルデザイン」を説明しようとしているため、もう少し丁寧に書く必要があるかと思います。一方、日本において「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の違いを明確にしないまま使ってきたため矛盾が出てきているので、これをきちんと書き表そうと思うとなかなか大変だと思います。今のままでは、「情報のバリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」にいきなり飛んでいるように感じるので、書き方を丁寧にする必要がありますか。
F 委員	19ページ「5-5. ボランティア育成研修・IT研修を実施している団体紹介」のボランティア育成についてです。私が聴覚障がい者協会と一緒に活動してきた「手話サークルまちだ」という団体がありますが、サークルについて知らない人がたくさんいます。手話サークルの情報をここに載せることはできますか。
会長	これは人的対応、市が提供しているサービスをリストにしているのでしょうか。
事務局	そうです。
会長	今、F 委員がおっしゃったサークルは、市のサービスとは別の市民活動として行っているものですか。
F 委員	はい、そうです。
会長	それなら、表の情報の主旨とは少し異なるので、例えばこれに関して市民団体がどういう活動をしているかを別途表にして作るのであれば入れられると思いますが、そうでないなら趣旨が異なると思います。いかがでしょうか。
F 委員	分かりました、ありがとうございます。
会長	もしF 委員が納得できないようでしたら、もう少しその辺について市と協議して頂ければと思います。
F 委員	では、後で市と話し合いたいと思います。ありがとうございます。
B 委員	視覚障がい者が単独歩行するときは、ぶつかることがよくあります。視覚障害者誘導用ブロックがないところもあるので、移動中にぶつかって自転車を倒してしまうなどのことがあります。そういった、自転車にぶつかって倒してしまうイラストなどを載せるのはどうでしょうか。

会長	これは、「心のバリアフリーハンドブック」の方のイラストに関する話の続きですね。
B 委員	はい、そうです。
会長	スペースの関係もありますし、視覚障害者誘導用ブロックの上に物があって通れないというイラストはあります。載せるなら、視覚障がい者が誘導用ブロックがないところを歩いているときに声をかけるなどのイラストになるのかという気がします。イラストを入れるスペースがあるかどうかを含めて、市と協議して頂ければと思います。B 委員、よろしいでしょうか。
B 委員	ありがとうございます。
会長	はい、他にありますでしょうか。オンラインの方々何かありませんか。
G 委員	先ほど A 委員から意見があった2ページの「少しでも簡単に」についてですが、私も違和感がありました。「情報のバリアフリーに取り組みやすくなるようにこのハンドブックを作成した」といった趣旨にした方が良いと思います。
会長	はい、御提案ありがとうございます。他にありませんでしょうか。
D 委員	19ページの「5-3. 図書館での障がい者に対する支援活動」について、蔵書をネットで見られると聞きました。「図書の宅配」についても書いてあるし、登録された蔵書のリストをネットで見ることができると思うので、支援内容に書いてはどうでしょうか。
事務局	おっしゃっている図書館のサービスは「電子書籍サービス」のことでしょうか。それとも「蔵書検索サービス」の方でしょうか。
D 委員	電子図書のことです。電子図書についても書いてないので、そのサービスについて伝えても良いと思います。
事務局	電子書籍についても、視覚障がい者のために音声読み上げ機能がついているので、こちらの方を取り上げていきたいと思います。
会長	電子書籍は、DAISYを含むということでしょうか。
事務局	DAISYとは別物となります。現行のハンドブックでは、DAISY図書については、「図書貸し出し」の2行目にあります「点訳・音訳図書」の「音訳」に含まれてい

	ますが、詳細に記載したいと思います。
会長	図書館でも色々やっているので、書かないのはもったいないと思います。また、D 委員からのもう1つの意見は、登録すればネットで検索ができるという話かと思いますが、こちらの方も非常に重要だと思います。
D 委員	すみません、それは勘違いだったかもしれません。
会長	わかりました。
D 委員	電子書籍の方だけでお願いします。
会長	図書館に確認をお願いします。オンラインで検索できるのであれば、記載すれば良いと思います。御検討よろしくお願いします。他にありますか。よろしいですか。「心のバリアフリーハンドブック」と同じようにいくつか調整はありますが、基本的にはこの内容で承諾するという事で進めてよろしいでしょうか。
E 委員	ちょっとだけよろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
E 委員	「心のバリアフリーハンドブック」の9ページコラムに「一緒にいる人ではなく本人に直接話しましょう。」と書いたのは、「参考 1 ヒアリング実施報告」の2ページにある回答が元になっているのでしょうか。
事務局	はい、そうですね。手話通訳者ではなく障がい者本人にお話してほしいという意見がありました。また、記載がないかもしれませんが、聴覚障がい者本人からも直接話してほしいという声がありました。
E 委員	私は、子どもと大人と一緒にいたら、ついつい大人に声をかけてしまいます。障がい者の方と介助の方がいると、ついつい介助者の方を見てしまうので、改めてここでドキッとしました。分かりました、ありがとうございます。
会長	これももう少し状況を書いた方が良いのではないのでしょうか。一緒にいる人に声をかける事例がとて多いですが、会話の中心は障がい者本人なので本人に声をかけましょう、と状況を説明した方が良いのかなと思います。他にありませんか。よろしいですか。では、この内容で承諾して頂くということで、前に進みたいと思います。 以上で本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局	3 閉会 本日は御審議ありがとうございました。それではここで会議の閉会にあたりまして地域福祉部長より御挨拶申し上げます。 地域福祉部長挨拶
事務局	本日はありがとうございました。次回の協議会の予定でございますが、また調整中でございますので、また追ってお知らせいたしたいと思えます。これを持ちまして、第 12 期第3回町田市福祉のまちづくり推進協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。 以上